

札幌市立伏見中学校 部活動振興会 規約

札幌市立伏見中学校部活動振興会

[第1章 名称および事務局]

第1条 本会を札幌市立伏見中学校部活動振興会と呼び、事務局を伏見中学校に置く。

[第2章 目的]

第2条 本会は伏見中学校生徒の体力の増進と、豊かな心情を養い、技術の向上および善良な社会人の育成を目的とする。

[第3章 事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1, 部活動振興会の計画、運営に関する事。
2, 活動および、競技会、発表会への参加に関する事。
3, その他、本会の目的達成のために必要な事業に関する事。

[第4章 構成]

第4条 本会はこの会の趣旨に賛同する伏見中学校の保護者と、文化・体育系部活動を指導する本校教員を持って構成する。

[第5章 役員]

第5条 本会には、次の役員を置く。
会長（1）、副会長（2）、事務局長（1）、事務局員（2）、会計（1）、監査（1）
1, 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2, 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は代理を務める。
3, 事務局長は、会長を補佐し、会務の処理を総括する。
4, 事務局員は、事務局長を補佐し、会務を処理する。
5, 会計は、会計に関する処理をする。

第6条 会長、副会長（1）、会計（1）、伏見中学校 PTA の役員から選任する。
また、副会長の1名は本校教頭とする。

第7条 事務局長、事務局員、監査は会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とする。

[第6章 相談役]

第9条 本会には、会長が諮問に応じるため、相談役を置くことができる。相談役は、後援会会長その他が当たり、会長が委嘱する。

[第7章 会議]

第10条 会議は、総会、役員会、顧問会議とする。
1, 総会 定例会 年1回 4月（PTA総会時）
臨時 必要時
2, 役員会 第5条の役員によって構成する。
3, 顧問会議 第3条の2による活動内容の連絡調整ならびに活動上の諸問題について協議する。

[第8章 指導者（顧問）]

第11条 指導者（顧問）は、部員の直接の指導にあたる。

第12条 指導者（顧問）は会長が委嘱する。

[第9章 部および加入]

第13条 部は、別途運営細則に基づいて設立されたものとする。

第14条 加入手続きは、部活動振興会申込書により行う。

[第10章 経費および予算・決算]

第15条 本会の経費は、会費および寄付金、市からの助成金をもって当てる。
会費は、年4500円とし、入会時に納入する。

第16条 本会の予算・決算は、役員会の協議を経た後、会員の承認（文書）を得る。

第17条 本会の会計年度は、5月から翌年4月までとする。

[第11章 規約改正]

第18条 本会の規約改正は、役員会の協議を経た後、会員の承認を得る。

[第12章 附 則]

第19条 本会の運営に必要な細則は役員で定めることができる。

第20条 この規約は、昭和63年4月26日より施行する。

第21条 平成2年4月27日、一部規約改正。

第22条 平成4年4月24日、一部規約改正。

第23条 平成10年4月22日、一部規約改正。

第24条 平成14年4月22日、一部規約改正。

第25条 平成16年4月21日、一部規約改正。

第26条 平成17年4月21日、一部規約改正。

第27条 平成29年4月20日、一部規約改正。（第15条会費について）

[第13章 細 則]

第28条 第3条に定める事業を円滑にするために、また、第13条にかかわって、細則を別途定める。

第29条 令和7年 一部改正（第15条会費について）

部活の活動にあたって（細則）

札幌市立伏見中学校部活動振興会事務局

1. 振興会の入部（部活の入部）にあたって

- 1, 入部希望者は、保護者、顧問の承認を得、別紙「申込書」に所定の事項を記入、捺印（保護者印）。会費は指定の口座に振り込み事務局確認後正式入部となります。
- 2, 新1年生の入会については活動内容を知るための期間を設け、部活動結成集会で入部を認めます。
- 3, 入会の手続き期間は年度当初の定められた月日（申し込み日）としますが、学級担任・事務局・部指導者（顧問）の許可があれば特別に認めることができます。
- 4, 部員が部の品位を著しく傷つける行為があったとき、および、部員に努力がほとんど認められないときは、休部または退部させる場合があります。

2. 入会金について

- 1, 入会金（会費）通年で4500円です。非常設部は今年度から0円とします。
※中体連選手権大会（7月まで）までの部に関しては1500円とします。
- 2, 一度納入した会費は休部、退部しても返金されません。また、特別に年度途中から入会する者の会費は2学期からは2000円、3学期からは500円とします。

3. 部の開設について

- 1, 指導者が確保され、生徒が希望し、活動場所等の条件が整ったとき部の開設を認めます。ただし、中学生として好ましい内容で、部員が10名以上おり、年度途中でないこととします。
- 2, 生徒が10名未満か、あるいは指導者が確保されない時は、顧問会議で休部または廃部を検討します。

4. 活動時間等について

- 1, 各部の活動期間は通年とし、原則として毎日の活動は次の通りとします。
 - ①月～金曜日の活動時間は18:30までに片づけを終わらせ校地外に出る。活動後は速やかに下校してください。19:00には帰宅していることを原則とします。
 - ②土曜日、日曜日、祭日、休日の割り当ては事務局が調整します。（8:30～16:30）
 - ③長期休業中の活動割り当ては事務局が別途調整します。
- 2, 始業前の練習については、場所等の調整を指導者間でした後、全職員に連絡し、行うことができます。また練習時間は7:30（7:20）より8:10までとし、学校生活に支障のないように活動してください。
- 3, 一斉下校日での再登校は16:30を原則とします。

5. 活動について

- 1, 生活心得を守り、楽しい活動ができるように部員は留意しましょう。
- 2, 生徒の平日の活動優先順位は次の通りとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日、休日については部活動優先となります。

①学校行事	②学年行事	③学級行事	④部活動
-------	-------	-------	------

- 3, 定期テスト3日前からは活動は行えません。
- 4, 旅行的行事の当日及び、疲労回復日の活動は特別な事情がない限り参加することができません。
- 5, 大会直前（1週間前）は中体連やそれに準ずる大会がある場合は諸活動停止期間や旅行的行事翌日の休養日であっても、活動を認めたい。その際は顧問が管理職、部活動振興会に相談の上、教職員周知、本人、保護者の署名の手続きを行い、実施します。
- 6, 期末懇談会期間は一斉下校とし、教育相談期間中のホールでの練習は禁止とします。
- 7, 職員会議、校内研修等の日は、一旦下校し、会議終了後再度登校して活動してください。

6. 部活動生徒約束事

1. 体育館の使用について

- ①ガム、アメ、ジュース等の飲食は禁止します。
- ②土足は絶対にしないこと。靴箱は必ず自分の場所を使用しましょう。
- ③キャットウォークには指示された生徒以外は上がらないようにしてください。
- ④活動後はモップ清掃で最後は掃除機を使用してください。

2. 昼食が必要なときは必ず持参し、活動前に買いに出るはいけません。飲み物は水・お茶 スポーツドリンクを専用の容器または水筒に入れて持参しましょう。（土日のペット ボトルは可）

3. 持ち物は必ず活動場所に持参し、教室には置かないこと。活動後は教室へは戻らずに急 いで下校しましょう。

4. 器物の破損はすぐに顧問に届け出ること。

5. 活動中、活動後の買い食いは絶対にやめること。

6. いかなる場合でも自転車登校はできません。

7. 外での活動をしているときは、グラウンドの水飲み場と自学年のトイレを使用します。

8. 校舎での安全で充実した部活動をするために、次の点に気をつけてください。

- ・ 1階ホールや廊下でストレッチ、筋肉トレーニングを認めます。ボールやシャトル
を使っての練習は一部認めますが、校舎施設を傷つせず、安全に十分配慮して行う
こととします。

- ・ 保護者懇談会や期末懇談、職員会議などの時には再登校して、16：30以降に利用す
ることとします。

- ・ 玄関入り口付近には荷物を置かないこと。荷物は体育館入り口や活動場所に持って
いき、部活動ごとに整理整頓してまとめて端に置きましょう。

- ・ 顧問の先生がなるべくついた状態で1階、3階廊下を走ってもよいです。但し、時
計の反対回りで走ることとします。また、全速力で走ることは禁止します。軽いジ
ョギング程度とします。危険な状態にならないよう充分気をつけてください。特に、
特別教室や活動を行っている教室前は充分気をつけてください。

もしも使い方に問題が生じた場合は即刻使用禁止とします。

- ・ 廊下での楽器の演奏はひかえてください。教室で行い、片付けをしっかりと行って
ください。

- ・ 音楽室理科室前でのトレーニング等はお控えください。(高価の物を扱っているため)

- ・ 格技室では使用後は畳の掃除フローリングモップがけをしてください。

- ・ 一般教室を使う場合は担任の許可を得てから使うようにしてください。

7. 活動時の確認事項

1) 土日の活動時の玄関施錠について

土日の活動に安全ロックがされていないことがあります。安全のために必ず施錠するよう
にしてください。

→日直代行さんに事情をお伝えし、土日も施錠しましょう。

→土日に限らず、玄関の戸の上のオートロックは外さない。物を置いて開いた状態にすること
はしない。

2) ホール・格技室の利用

→ホールの使用 床・壁面の損傷が伴わないよう、バドミントンのシャトル、ソフトテニス
ボールの使用、バスケットボールのハンドリング、サッカー部のドリブルを容認したいと

思います怪我に十分気をつけてください。

→格技室（剣道場）をトレーニング場として開放します。

床は靴履き可。ただし、終了後は畳の掃除とフローリングのモップがけをしてください。

ボールの使用不可。柔道の練習に迷惑にならないよう配慮をお願いします。

あくまでも「武道場」であることを生徒に指導をお願いします。

*破損したら必ず報告してください。

8. 転部・退部・非常設部と常設部の併用について

1. 転部は必ず新旧の顧問、担任と相談して、正しい手続きを取って下さい。手続き用紙については事務局まで連絡して下さい。
2. 退部する際は、顧問と担任の先生に伝えて、手続き用紙を事務局まで取りに来て手続きを行ってください。

【札幌市立学校における部活動活動基準】（令和2年4月1日から適用）

- 少なくとも月に1回は、学校として平日に全ての部活動の休養日（メリハリ day）を設定する。
- 毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- 通常の練習時間は、平日2時間程度とする。
- 土日、祝祭日、長期休業中等の練習時間は、長くとも3時間程度とする。
- 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取り扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
※ 過度な活動とならないよう留意すること。

8. 個人部の中体連が主催する大会への参加方法

中体連が主催する大会への参加方法は2つあります。

1つ目は普段活動をしているクラブチームのコーチが手続き、引率をして参加します。本校ではクラブチームからの参加をお願いしております。2つ目は学校に申請書類を提出し、本校の教員が手続きや引率をして参加します。全道、全国大会の出場した場合旅費などの補助金はどちらから参加しても中体連から支出されます。そのため年度当初に常設部以外の種目で学校からの参加を希望する場合は部活動結成集会に参加し、担当者の指示にしたがってください。ただし、常設部顧問の確保が優先となりますので、必ず引率できる教員がいるとは限りません。また、中体連以外の協会や連盟等の主催する大会には引率できませんので、御家庭で対応をお願いします。

来年度からは個人部は本校を通して中体連にすることは原則行いません。御理解の程よろしくお願ひします。